

全戸配布

木曽クリーンセンターだより

木曽町福島 7709 TEL(0264)24-3131

木曽広域連合
木曽クリーンセンター
令和5年12月号

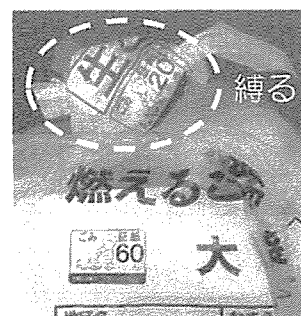
「旧価格 20 円の生ごみ指定袋」は 令和 6 年 4 月 1 日以降使用できません

令和 5 年 10 月 1 日から木曽クリーンセンターの「指定ごみ袋」はすべて新価格に改定となっています。ただし、「生ごみ指定袋」に限っては、新価格との差額分（10 円）の証紙シールを貼ると生分解（堆肥化）ができなくなってしまうため、例外的にお手持ちの旧指定ごみ袋のままで使用可能としています。

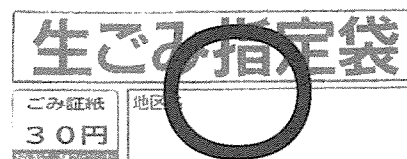
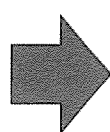
ご自宅に残っている旧指定袋の使いきり（令和 6 年 3 月 31 日まで）と新指定袋への切り替えにご協力をお願いします。

令和 6 年 4 月以降も、旧価格の指定ごみ袋（60 円）に縛り付けることで 20 円証紙シールの代わりとして使うことはできます。

なお、自然に還る特殊な袋のため、長期間保管すると破れやすくなってしまうので、計画的なご購入・ご使用をお願いします。



旧価格「20 円」の生ごみ指定袋
(令和 6 年 3 月末まで使用可能)



新価格「30 円」の生ごみ指定袋

生ごみ指定袋の使用上の注意

- 指定袋は微生物の働きにより生分解して自然に還る特殊な袋のため、差額分の証紙シールを貼って使うことはできません。（シールが分解しないためです。）
- 指定袋は冷暗所で湿気を避けて保管してください。
- 指定袋に生ごみを入れて長時間放置しないでください。



※ 「生ごみ以外の旧価格指定ごみ袋」及び「証紙シール」に使用期限はありません。

木曽広域連合ホームページでカラー版をご覧ください。 <http://www.kisoji.com/>

裏面に「生ごみの分別一覧表」を掲載しますのでご活用ください

生ごみの分別一覧表 (台所など目の届くところに貼ってご利用ください)

品目名	○×	理由	品目名	○×	理由
アイスクリーム	×	水分	タバコの吸い殻	×	フィルターが堆肥化されない
油(液状・固形状)	×	発酵(堆肥化)しない	たね類	○	
あんこ	○		タマゴの殻	○	
インスタントコーヒー(粉)	○		チーズ・粉チーズ	○	
梅干の種	○		チョコレート	○	
エビの殻	○		漬物	○	多量の場合は「塩抜き」願います
王冠	×	金属	ティーバッグ	×	中身だけなら○
お菓子類	○		天ぷら	○	
おかゆ	○		とうふ	○	
お酒	×	水分	とうもろこしの芯	○	
落ち葉	○	大量の場合は直接搬入願います	生ごみ処理機等で処理したもの	○	
お茶がら	○		生米	○	
オブラート	○		肉・骨	○	
貝がら	○		ぬか床	○	
片栗粉	○		飲み物	×	水分
かつおぶし	○		のり(佃煮)	○	
カニの殻・甲羅	○		のり(焼き海苔)	○	
ガム	×	発酵(堆肥化)しない	バター、マーガリン	○	
からし	○		はちみつ	○	
カレールウ(固形・粉)	○		パン	○	
カレーの残り	○	具だけ	パン粉	○	
寒天	○		ピーナッツの殻	○	
乾パン(保存食)	○		ピーフン	○	
乾物	○		ピザ	○	
切花	○		ピスタチオの殻	○	
牛乳	×	水分	フィルム・ビニール	×	発酵(堆肥化)しない
くすり類(農薬含む)	×	発酵に悪影響の恐れあり	ふりかけ	○	
果物の皮	○		プリン	○	
クリームパウダー	○		ベビーフード	○	
クルミの殻	○		干しいたけ	○	
削りぶし	○		豆類の殻	○	
コーヒーかす	○		マカロニ	○	
ごま	○		水切りネット	×	発酵(堆肥化)しない
米ぬか	○		味噌	○	
小麦粉	○		味噌汁の残り	○	具だけ
コロッケ	○		麦茶のパック	×	中身だけなら○
こんにゃく	○		麺類(乾麺も含む)	○	
昆布	○		もち	○	
魚の頭・骨・内臓	○		もみがら	○	
酒粕	○		野菜のくず	○	
ジャム	○		ヨーグルト	○	
しょうゆ	×	水分	離乳食	○	
しらたき	○		冷凍食品	○	
新聞紙	×	資源回収に出してください	ワカメ	○	
ゼラチン	○		わさび	○	
ゼリー	○		わりばし	×	堆肥化しにくい
たけのこの皮	○				

上記以外で迷った場合は、各町村役場又は木曽クリーンセンターにお問い合わせください。